

# 第31回 ガスシステム改革小委員会 事務局提出資料

## 前回の御指摘事項について

平成28年4月22日

# 前回の御指摘事項について

## 【前回の御指摘事項①（福田委員、松村委員）】

事務局提案は、引き続き、ネットワーク需要の伸びに着目した指標となっているが、ネットワーク需要の伸びに着目する点には問題があるのではないか。

## 【前回の御指摘事項②（引頭委員、草薙委員、柏木委員）】

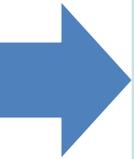
事務局提出資料においては、ネットワーク需要の伸びの最近のトレンドとして、平成20年度から平成26年度までのデータを用いているが、これには合理性があるのか。特に、この期間にはリーマンショックが含まれていることに加え、震災後、ガス会社は電力会社に対してLNG火力のためのガス供給を行っており、また、平成27年度の累計ガス販売量はマイナスであることから、データの採録期間の合理性について教えてほしい。

## 【前回の御指摘事項③（二村委員、大石委員）】

事務局提案では、経過措置料金規制に係る指定・指定解除に当たっては、大手3社などの事業者のみを対象としてパブリックコメントを実施することとされているが、中小事業者を含めた全ての事業者を対象としてパブリックコメントを実施すべきではないか。

## 【前回の御指摘事項①（福田委員、松村委員）】

事務局提案は、引き続き、ネットワーク需要の伸びに着目した指標となっているが、ネットワーク需要の伸びに着目する点には問題があるのではないか。

- 
- まず、これまでの本小委員会において御議論いただいたとおり、小売全面自由化後、**需要調査・開拓費については託送料金原価に算入することを認めることとしており、当該費用は、一定の要件を満たせば全てのガス小売事業者が活用することが可能**である。（注）
  - したがって、**ネットワーク需要の伸びについてはもはや一般ガス事業者の小売部門のみのコントロール下にある訳ではない。**
  - また、**二重導管規制の本質である「需要家の利益阻害性」があるか否か、すなわち託送料金が上昇するか否かを評価するに当たり、ネットワーク需要の伸びに着目する点については相当程度の合理性があるものと考えられる。**
  - 他方、**ネットワーク需要の伸びに着目した指標とした場合、一般ガス事業者の小売部門が故意に需要開拓を縮小するおそれがあるのではないかといった懸念があることも事実。**
  - このため、**小売全面自由化当初は、前回御提案させていただいた「3年4.5%」という判断基準を原則とする一方、小売全面自由化後4年目以降の二重導管規制については次頁の観点から今後検討していくことも併せて御提案させていただいていることから、この検討の中で、ネットワーク需要の伸びに着目した指標としたことによる弊害が生じていないかどうかなどをしっかりと検証していくこととしたい。**

（注） 需要調査費については、需要調査を行うために必要な能力を有しているガス小売事業者等が対象であり、需要開拓費については、原則として全てのガス小売事業者が対象（ただし、成功報酬型）。

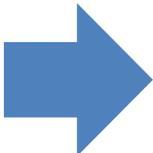
## 小売全面自由化後4年目以降の二重導管規制について（第30回ガスシステム改革小委員会資料5より抜粋）

- 小売全面自由化後3年度間の二重導管規制については、前述の制度とする一方、**小売全面自由化後4年目以降の二重導管規制をどうするかが論点。**
- この点については、**小売全面自由化後3年が経過する日までに、**
  - ① 前述の制度が、**一般ガス導管事業者による導管の整備促進に悪影響を及ぼしていないか否か、**また、**託送供給不可能ガスに係る市場ニーズを満たしているか否か。**
  - ② 小売全面自由化後3年度間で、**ガス導管事業者がネットワーク需要の4.5%を獲得していない場合には、4年目以降に残余分を繰り越すことを認めるか否か。**
  - ③ 前述の制度は、ガス導管事業者が獲得することができる既存需要について、ネットワーク需要の4.5%という上限値を設ける制度であるところ、**厳格な審査を行った上で、需要家の利益が阻害されることが見込まれない場合には、上限値を超える既存需要についても、ガス導管事業者による供給を認めるか否か。**

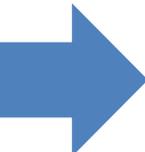
などの観点から検証し、小売全面自由化後4年目以降の制度を検討することとしたい。

## 【前回の御指摘事項②（引頭委員、草薙委員、柏木委員）】

事務局提出資料においては、ネットワーク需要の伸びの最近のトレンドとして、平成20年度から平成26年度までのデータを用いているが、これには合理性があるのか。特に、この期間にはリーマンショックが含まれていることに加え、震災後、ガス会社は電力会社に対してLNG火力のためのガス供給を行っており、また、平成27年度の累計ガス販売量はマイナスであることから、データの採録期間の合理性について教えてほしい。

- 
- 前回の本小委員会において、平成20年度から平成26年度までの期間をデータの採録期間とした理由は以下のとおりである。
  - すなわち、元々は「平成21年度から平成26年度まで」の5年度間を採録期間にしようとしたものの、平成20年9月に起きたリーマンショックの影響により、平成21年度のネットワーク需要は平成20年度に比して減少している一方、その反動として、平成22年度のネットワーク需要は平成21年度に比して大きく増加している。
  - このため、仮にデータの採録期間を「平成21年度から平成26年度まで」の5年度間とした場合、ネットワーク需要の伸びが実態に比して大きくなるおそれがあることに鑑み、「平成20年度から平成26年度まで」の6年度間を採録期間とさせていただいたところ。
  - また、東日本大震災後に、ガス会社が電力会社等に対して、LNG火力発電所のためのガスの供給量を増加させたことは事実ではあるが、これは一過性のものではなく、近年においても当該ガスの供給量は伸び続けており、むしろ最近のトレンドになりつつあると評価することが可能であることから、上記の期間を採録期間としたところ。（注1）

（注1）例えば、東京ガスと大阪ガスの場合、東日本大震災が発生した平成23年には平成22年に比して20.9%増となっており、その後も、平成24年、平成25年、平成26年の順に、それぞれ前年比で19.5%増、9.5%増、29.2%増となっている。（東京ガス・大阪ガスの合算値）

- 
- 他方、①リーマンショックの影響もあり、平成20年度の全一般ガス事業者のネットワーク需要も平成19年度に比して減少していることに加え、②データの採録期間には、リーマンショックや東日本大震災の発生が含まれているという状況下において、ネットワーク需要の伸びに係る最近のトレンドを把握するためには可能な限り長期の採録期間を設定することが適当である。
  - この点、ネットワーク需要に係る統計を捕捉することができるのは平成18年度以降であることから、「平成18年度から平成26年度まで」の8年度間をデータの採録期間にすることとし、この期間における全一般ガス事業者のネットワーク需要の平均伸び率は1.51%であることから、「3年4.5%」を原則にするという前回の事務局提案については変更しないこととしたい。(注2)
  - 加えて、累計ガス販売量(=都市ガス販売量速報)についても御指摘があったところであるが、これは一般ガス事業者の小売販売量のみを捕捉したデータであり、ネットワーク需要の一部を構成する卸供給量と託送供給量が含まれていないことから、今般の二重導管規制に係る議論の基礎とするデータとしては不適切である。
  - このため、こうした意味においても、前回の事務局提案は変更しないこととしたい。

(注2) 平成27年度のガス事業生産動態統計調査の統計データが確定するのは、1年程度の期間を要する。

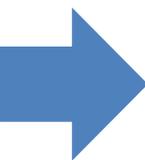
## 平成18年度から平成26年度までの全一般ガス事業者のネットワーク需要の平均伸び率

(単位：1億 $\text{m}^3$ /46MJ)

	18年度	伸び率	19年度	伸び率	20年度	伸び率	21年度	伸び率	22年度	伸び率	23年度	伸び率	24年度	伸び率	25年度	伸び率	26年度	平均伸び率
総供給量	341.6	6.86%	365.0	-3.64%	351.7	-1.33%	347.1	5.03%	364.5	2.35%	373.1	0.73%	375.8	0.94%	379.3	1.12%	383.6	1.51%

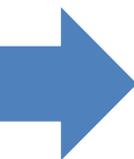
### 【前回の御指摘事項③（二村委員、大石委員）】

事務局提案では、経過措置料金規制に係る指定・指定解除に当たっては、大手3社などの事業者のみを対象としてパブリックコメントを実施することとされているが、中小事業者を含めた全ての事業者を対象としてパブリックコメントを実施すべきではないか。

- 
- 前回の本小委員会においては、経過措置料金規制に係る指定・指定解除を行うに当たっては、**需要家に与える影響の大きさに鑑み、大手3社に加え、供給戸数が15万戸以上の市町村がある旧一般ガス事業者**については、**パブリックコメントを実施することとし、国が広く関係者の御意見を聴取した上でこれらの判断を行うこと**を御提案したところ。
  - このように、**パブリックコメントを実施する対象事業者を限定することとした理由**は、一般ガス事業者と簡易ガス事業者の全てについてこの手順を経ることとした場合、**行政コストが著しく増大するなど、得られる効果に比して、要するコストが著しく大きくなることが想定されたから**である。
  - 他方、経過措置料金規制に係る指定・指定解除という重要な行政行為を国が行うに当たっては、**関係する住民の方々からの御意見を国が聴取するなど、可能な限り透明性の高い手順を経てこうした判断を行うことが適当であり、その必要性は一般ガス事業者等の需要家の数の多寡にかかわらず求められるもの**である。
  - このため、御指摘を踏まえ、**パブリックコメントを実施する対象事業者については限定することなく、全ての一般ガス事業者・簡易ガス事業者についてパブリックコメントを実施すること**としたい。

### 【前回の御指摘事項③（池田委員、大石委員）】

国が経過措置料金規制を解除しようとする際は、消費者などの利害関係者が意見を述べる  
ことができる機会があるのか。

- 
- **経過措置料金規制の解除要件**については、まさに、消費者委員もまじえた本小委員会において御議論いただいているところであるが、**実際に当該規制を解除しようとする際も、消費者を含めた関係者からの御意見を国が広く聴取した上で、解除するか否かの判断を行うことが適当**である。
  - このため、実際に経過措置料金規制を解除しようとする際は、消費者を含めた関係者からの御意見を広く聴取する観点から、**パブリックコメントを実施することとし、その結果を踏まえ、経過措置料金規制を解除しても差し支えないかどうかを国が総合的に判断していくこと**としたい。
  - 他方、経過措置料金規制が課される一般ガス事業者・簡易ガス事業者は相当数に上ることが想定されるところ、その全てについて上記の手続を経ることとした場合、**行政コストが著しく増大するなど、得られる効果に比して、要するコストが著しく大きくなることも想定される**ところである。
  - このため、経過措置料金規制を解除しようとする際に**パブリックコメントを実施する対象事業者**については、**需要家に与える影響が特に大きい大手3社に加え、供給戸数が15万戸以上の市町村がある旧一般ガス事業者**としたい。(注1) (注2)
  - また、これらの旧一般ガス事業者については需要家に与える影響が特に大きいことに鑑み、**経過措置料金規制を解除しようとする際のみならず、経過措置料金規制に係る指定を行うか否かの判断を行う際にもパブリックコメントを実施することにより、国が広く関係者の御意見を聴取した上で、判断していくこと**としたい。

(注1) 供給約款料金の認可に当たっては、その影響を受ける需要家の数を勘案し、大手3社については物価関係閣僚会議に付議すべき事業者であり、供給戸数が15万戸以上の市町村がある一般ガス事業者については消費者庁に協議すべき事業者であると整理されている。パブリックコメントの対象事業者については、需要家に対する影響の大きさを勘案することが適当であることから、この指標を参考にするものとする。

(注2) 供給戸数が15万戸以上の市町村がある一般ガス事業者（大手3社を除く。）とは、現時点では、北海道ガス、仙台市ガス局、京葉ガス、北陸ガス、静岡ガス、広島ガス、西部ガスである。仙台市ガス局は公営事業者であることから、その他の事業者についてパブリックコメントを実施することとなる。